

関係 各位

伊藤忠連合企業年金基金
理事長 小松崎 隆一

基金規約変更についてのお知らせ

平成27年7月23日開催の第7回代議員会にて下記の規約変更が承認されましたのでご報告いたします。

①住民基本台帳ネットワークの情報取得について

新旧対照条文

新	旧
<p>(業務の委託)</p> <p>第102条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。</p> <p>(1) 年金数理に関する業務</p> <p>(2) 給付金の支払に関する業務</p> <p>(3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者を含む。)に関する業務</p> <p>(4) 掛金額計算業務</p> <p>(5) 給付額計算業務</p> <p>2 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、年金資産及び年金債務の将来予測(運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析(リスク・リターン分析等)及び関連業務(最適資産構成に関する相談・助言等)を含む。)に関する事務を委託することができる。</p> <p>3 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。</p> <p>4 <u>基金は、第1項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。</u></p> <p>附 則 (施行日)</p> <p>第1条 この規約は、平成27年7月23日から施行する。</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第102条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。</p> <p>(1) 年金数理に関する業務</p> <p>(2) 給付金の支払に関する業務</p> <p>(3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者を含む。)に関する業務</p> <p>(4) 掛金額計算業務</p> <p>(5) 給付額計算業務</p> <p>2 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、年金資産及び年金債務の将来予測(運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析(リスク・リターン分析等)及び関連業務(最適資産構成に関する相談・助言等)を含む。)に関する事務を委託することができる。</p> <p>3 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。</p>

②被用者年金制度の一元化に伴う規約変更について

新旧対照条文

新	旧
<p>(加入者)</p> <p>第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>(法第 2 条第 3 項に規定する<u>厚生年金保険の被保険者</u>をいう。以下同じ。)のうち、法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者及び実施事業所ごとに別表第 2 に定める者を除いたもの(以下「<u>従業者</u>」という。)とする。</p> <p>2 基金の加入者は、次の各号に定める区分に応じ、第 1 加入者及び第 2 加入者に区分するものとする。</p> <p>(1) 第 1 加入者 次号に定める者以外の者</p> <p>(2) 第 2 加入者 実施事業所ごとに別表第 3 に定める者</p>	<p>(加入者)</p> <p>第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される<u>被用者年金被保険者等</u>(法第 2 条第 3 項に規定する<u>被用者年金被保険者等</u>をいう。以下同じ。)のうち、法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者及び実施事業所ごとに別表第 2 に定める者を除いたもの(以下「<u>従業者</u>」という。)とする。</p> <p>2 基金の加入者は、次の各号に定める区分に応じ、第 1 加入者及び第 2 加入者に区分するものとする。</p> <p>(1) 第 1 加入者 次号に定める者以外の者</p> <p>(2) 第 2 加入者 実施事業所ごとに別表第 3 に定める者</p>
<p>(解散)</p> <p>第 97 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。</p> <p>(1) 法第 85 条第 1 項の規定による認可があったとき。</p> <p>(2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき。</p> <p>2 基金は、前項第 1 号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>に周知させなければならない</p>	<p>(解散)</p> <p>第 97 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。</p> <p>(1) 法第 85 条第 1 項の規定による認可があったとき。</p> <p>(2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき。</p> <p>2 基金は、前項第 1 号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される<u>被用者年金被保険者等</u>に周知させなければならない</p>
<p>附則 (平成 25 年 4 月 1 日施行)</p> <p>(経過措置者の給付に関する経過措置)</p> <p>第 6 条 附則第 3 条第 1 項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の加入員期間が 1 ヶ月以上の加入員であって、施行日において第 39 条に定める加入者の資格を有しない者(以下「<u>経過措置者</u>」という。)は、第 39 条の規定にかかわらず、基金の加入者とする。</p> <p>2 経過措置者にあつては、第 4 章から第 7 章の規定を適用するものとする。ただし、第</p>	<p>附則 (平成 25 年 4 月 1 日施行)</p> <p>(経過措置者の給付に関する経過措置)</p> <p>第 6 条 附則第 3 条第 1 項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の加入員期間が 1 ヶ月以上の加入員であって、施行日において第 39 条に定める加入者の資格を有しない者(以下「<u>経過措置者</u>」という。)は、第 39 条の規定にかかわらず、基金の加入者とする。</p> <p>2 経過措置者にあつては、第 4 章から第 7 章の規定を適用するものとする。ただし、第</p>

41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「厚生年金保険の被保険者でなくなったとき」に読み替えて適用するものとし、第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、経過措置者を第 1 加入者とする。

- 経過措置者が施行日の前において旧基金の加入員であった期間は加入者期間及び第 2 給付額算定期間、加算適用加入員であった期間は第 1 給付額算定期間にそれぞれ合算するものとする。

附則（平成 25 年 12 月 1 日施行）

（加入者に関する経過措置）

- 第 2 条 施行日の前日において加入者である者（シーティーシー・エスピー株式会社及び CTC・ライフサイエンスに限る。）のうち、施行日において別表第 2 に定める者（シーティーシー・エスピー株式会社及び CTC・ライフサイエンス株式会社に限る。）に該当する者は、引き続き基金の加入者とする。
- 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第 41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「厚生年金保険の被保険者でなくなったとき」に読み替えて適用する。

附則（平成 26 年 5 月 1 日施行）

（加入者に関する経過措置）

- 第 2 条 施行日の前日において加入者である者（株式会社ヤヨイサンフーズの加入者に限る。）のうち、施行日において別表第 2 に定める者（株式会社ヤヨイサンフーズに限る。）に該当する者は、引き続き基金の加入者とする。
- 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第 41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「厚生年金保険の被保険者でなくなったとき」に読み替えて適用する。

附 則

（施行日）

- 第 1 条 この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「被用者年金被保険者等でなくなったとき」に読み替えて適用するものとし、第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、経過措置者を第 1 加入者とする。

- 経過措置者が施行日の前において旧基金の加入員であった期間は加入者期間及び第 2 給付額算定期間、加算適用加入員であった期間は第 1 給付額算定期間にそれぞれ合算するものとする。

附則（平成 25 年 12 月 1 日施行）

（加入者に関する経過措置）

- 第 2 条 施行日の前日において加入者である者（シーティーシー・エスピー株式会社及び CTC・ライフサイエンスに限る。）のうち、施行日において別表第 2 に定める者（シーティーシー・エスピー株式会社及び CTC・ライフサイエンス株式会社に限る。）に該当する者は、引き続き基金の加入者とする。
- 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第 41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「被用者年金被保険者等でなくなったとき」に読み替えて適用する。

附則（平成 26 年 5 月 1 日施行）

（加入者に関する経過措置）

- 第 2 条 施行日の前日において加入者である者（株式会社ヤヨイサンフーズの加入者に限る。）のうち、施行日において別表第 2 に定める者（株式会社ヤヨイサンフーズに限る。）に該当する者は、引き続き基金の加入者とする。
- 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第 41 条第 3 号中「従業者でなくなったとき」を「被用者年金被保険者等でなくなったとき」に読み替えて適用する。

③実施事業所の変更について

【名称・住所変更】

日 付	変更後	変更前
平成 27 年 4 月 1 日	CTC ライフサイエンス(株) <u>東京都品川区</u>	CTC ライフサイエンス(株) <u>東京都世田谷区</u>
平成 27 年 4 月 1 日	<u>(株)神明デリカ</u> 大阪府泉大津市	<u>コメックス(株)</u> 大阪府泉大津市

【削除事業所】

日 付	事業所名
平成 27 年 2 月 1 日	ダイライトサービス(株) 茨城県龍ヶ崎市
平成 27 年 4 月 1 日	(株)フロンティア 大阪市淀川区
平成 27 年 10 月 1 日	アドミス(株) 東京都港区
平成 27 年 10 月 1 日	(株)新明デリカ 大阪府泉大津市